

令和5年度
堺市ZEH支援事業補助金
申請の手引き

令和5年6月

■ 問合せ先 ■

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部 環境エネルギー課

TEL 072-228-7548

FAX 072-228-7063

申請書作成にあたって

- ① 申請処理の記入に際し、消えるボールペンは使用しないでください。
- ② 申請様式へ押印しないでください（記名で可）。申請書類のデータファイルにパソコン等で文字入力し、印刷した用紙をご提出ください。パソコン等による文字入力等が困難な方は、申請者欄に申請者が自署してください。
- ③ 訂正方法について、記名の場合、修正液による訂正や二重線による訂正はできませんので、新しい申請様式へ作成し直してください。自署している場合は、二重線で消して訂正し、その上にフルネームで自署してください。
- ④ 申請書印刷の際は、全て片面 A4 コピーをお願いします。
- ⑤ 提出された書類は返却しません。

I 事業の概要

1. 事業の目的

市内において Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を取得する場合に、要した費用の一部を補助することにより、温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

2. 用語の定義

(1) Z E H（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることをめざした住宅。

(2) 事後申請

住宅の引渡が交付申請受付期間内に完了しており、かつ、補助金申請に必要な書類（本紙 P7 表 2-1 参照）を全て用意できている場合に選択できる申請方法。

(3) 事前申請

住宅の引渡が完了していない又は実績報告に必要な書類（本紙 P10 表 2-3 参照）を用意できない等の理由により、事後申請を選択しない場合の申請方法。

3. 事業内容

(1) 補助金名

令和 5 年度 堺市 Z E H 支援事業補助金（以下「本補助金」という。）

(2) 事業予算額

2,960 万円（堺市スマートハウス化支援事業補助金及び堺市電気自動車等導入支援事業補助金を含めた事業予算額）

(3) 補助対象事業

補助対象事業は、以下のとおりです。

経済産業省のZEHの定義（改訂版）〈戸建住宅〉（平成31年2月公表）における『ZEH』の定義を満たす住宅であって、かつ、次の要件を全て満たす住宅を取得する事業

(1) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。

(2) 次のうち、2つ以上の要件を選択し、導入すること（選択要件）。

ア 平成28年省エネルギー基準に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率（UA値）が0.5以下であること。

イ HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。

ウ 再生可能エネルギー・システムにより発電した電力を電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む。）に充電することを可能とする設備又は電気自動車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。

(3) 市内において、住宅の引渡日が令和5年2月1日から令和6年1月31日までのものであって、新築の戸建て住宅の取得であること。

備考 (3)の戸建て住宅とは、一つの建物が1住宅であって、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条に定める区分所有権を有さない住宅（居宅として登記されている店舗、事業所等との併用住宅を含む。）をいう。

(4) 補助対象者

補助対象者は、次の全ての要件を満たす個人とします。

- ① 自ら居住するため、補助対象事業を行った者又は行おうとする者であること。
- ② 本市の市税を滞納していないこと。
- ③ 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者でないこと。

(5) 補助対象設備、補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費は、補助対象設備の 機器本体額＋設置工事費 とする（補助対象事業を実施するために必要な経費であって、表1-1に掲げる補助対象設備の購入及び設置に要する費用）。

表 1-1 補助対象設備、補助対象経費及び補助金の額

補助対象設備の種類(注1)	補助対象経費(注2)	補助金の額	
		工事請負契約先又は販売購入契約先が中小事業者(注3)	工事請負契約先又は販売購入契約先が中小事業者以外
太陽光発電システム	左記のいずれか1種類の購入費用及び設置費用	一律20万円	一律15万円
燃料電池システム			
HEMS及び高効率給湯設備(注4)			

(注1) 補助対象設備については、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 国がZEHの普及促進を目的に実施する補助金の対象となる性能基準を満たすこと(太陽光発電システムについては、逆潮流有りで連系するものであること。ただし、全量を住居部分に供給する場合は逆潮流有りでの連系を要しない)。
- (2) 未使用品であり、かつ、リース品でないこと。
- (3) 堺市スマートハウス化支援事業補助金の交付を受けた設備でないこと。
- (4) HEMS及び高効率給湯設備については、両方の導入により、1種類とみなす。
- (5) 補助対象設備の欄に掲げる3種類の設備のうち、必ずいずれか1種類を選択すること。

(注2) 補助対象経費の算出は以下のとおりです。

- (1) 消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。
- (2) 値引きがある場合は、値引き後の金額を補助対象経費とする。

(注3) 中小事業者とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の事業者をいう。

(注4) 高効率給湯設備の例

表 1-2 高効率給湯設備の例

設備の種類	使用環境
エコキュート (ヒートポンプ給湯機)	オール電化の場合
エコジョーズ (潜熱回収型ガス給湯器)	電気・ガス併用の場合

4. 事業スケジュール

(1) 事後申請の場合

- | | |
|----------------|--|
| ① 事後申請の対象期間 | 引渡日が令和5年2月1日(水)～令和5年11月30日(木)であって、補助事業を完了していること。 |
| ② 交付申請受付期間 | 令和5年6月23日(金)～令和5年11月30日(木)必着 |
| ③ 補助金交付請求書提出期限 | 令和6年4月5日(金)必着 |

図 1-1 事後申請のスケジュール

	令和 5 年												令和 6 年			
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
住宅の引渡日	2/1	対象期間										11/30				
交付申請受付期間 ※					6/23		11/30									
請求書提出期限															4/5	

※ 申請は先着順で受付し、堺市スマートハウス化支援事業補助金、堺市電気自動車等導入支援事業補助金、堺市 ZEH 支援事業補助金と合わせて、申請額の総額が予算額に達した日をもって受付を終了します。

(2) 事前申請の場合

- ① 事前申請の対象期間 引渡日が令和 5 年 2 月 1 日（水）～ 令和 6 年 1 月 31 日（水）
（引渡日が令和 5 年 11 月 30 日（木）より後になる場合は、必ず事前申請を選択してください）
- ② 交付申請受付期間 令和 5 年 6 月 23 日（金）～ 令和 5 年 11 月 30 日（木）必着
- ③ 実績報告提出期限 交付決定日又は住宅の引渡日の翌日のいずれか遅い日から起算して 60 日以内かつ令和 6 年 2 月 29 日（木）必着
- ④ 補助金交付請求書提出期限 令和 6 年 4 月 5 日（金）必着

図 1-2 事前申請のスケジュール

	令和 5 年												令和 6 年			
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
住宅の引渡日	2/1	対 象 期 間										1/31				
交付申請受付期間 ※1					6/23		11/30									
実績報告提出期限 ※2														2/29		
請求書提出期限														4/5		

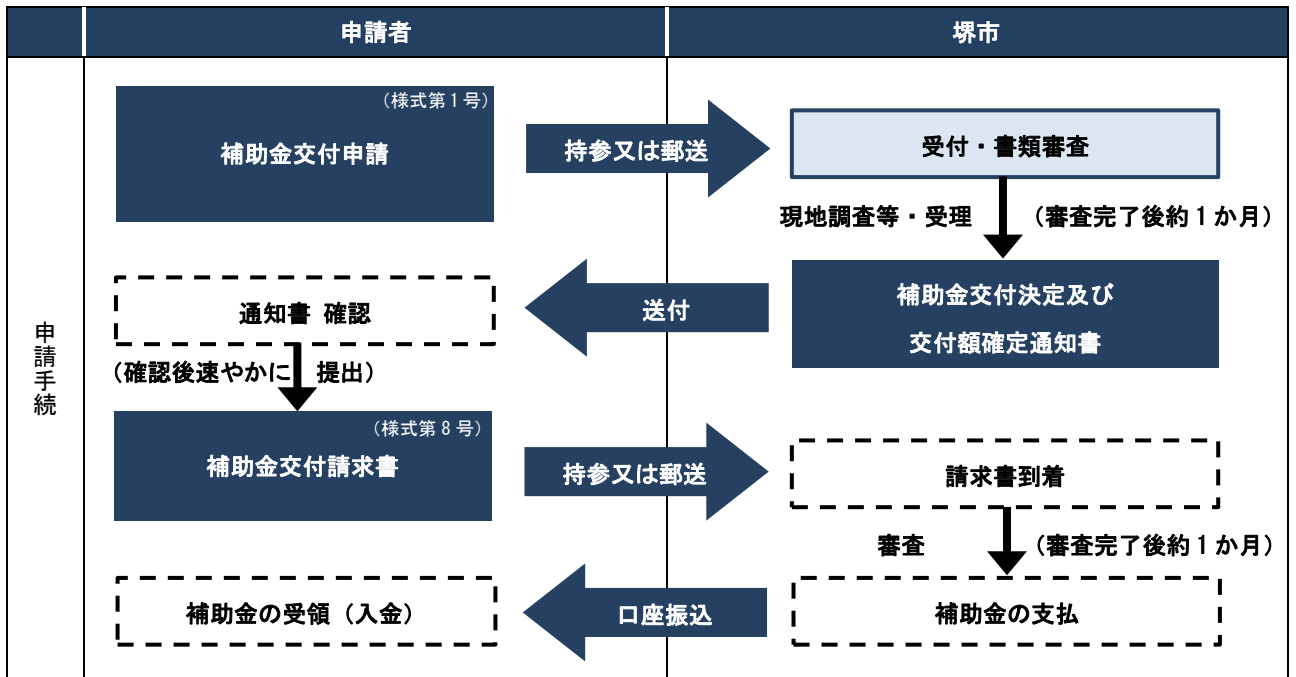
※1 申請は先着順で受付し、申請額の総額が予算額に達し次第受付を終了します。

※2 実績報告は、令和 6 年 2 月 29 日以前であっても住宅の引渡日の翌日又は交付決定通知日のいずれか遅い日から 60 日以内に提出が必要です。

5. 申請手続き等の流れ

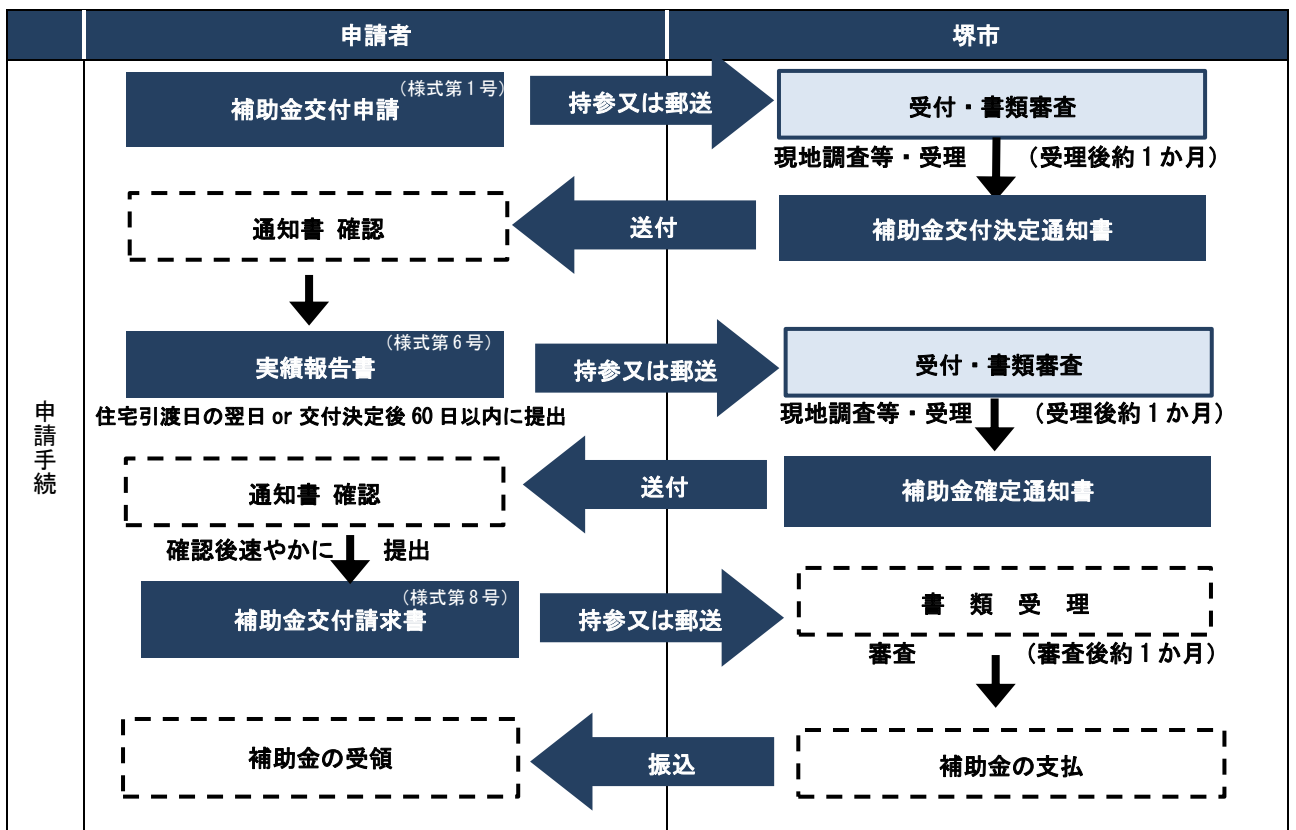
(1) 事後申請の場合

図 2-1 申請手続き等の流れ



(2) 事前申請の場合

図 2-2 申請手続き等の流れ



6. その他

- (1) 本補助金の交付を受けた者及び使用者は、補助対象設備を6年の期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。
- (2) 補助対象設備を設置する前に、堺市への相談が可能です。補助要件に適合しない場合は本補助金の交付を受けられませんので、要件の適合等について、不明な点があれば事前に環境エネルギー課までお問

申請様式のダウンロードや受付状況は、こちらのページよりご確認ください。

(https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/ondanka/smarthouse/zeh_hojyo.html)



堺市 ZEH補助金



3. 申請書類

補助金の交付申請及び実績報告には、次の書類を提出してください。なお、必要に応じてその他の資料を追加で求める場合があります。

(1) 事後申請の場合

表 2-1 事後申請の場合の必要書類

	必要書類	具体的事項
共 通	堺市 Z E H 支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号（甲））	
	堺市 Z E H 支援事業補助対象事業の内容（様式第 2 号）	
	補助対象経費の支払が分かる領収書等の写し（契約書、見積書等に基づく領収書であって、補助対象経費が分かるもの）	次のいずれかの書類の写し ① 補助対象経費の記載がある領収書 ② 補助対象経費の記載がない領収書及び補助対象経費が分かる契約書類等 ③ 領収書がない（口座振込など）場合は、領収等証明書（様式あり）等
	委任状	上記「補助対象経費が分かる領収書等の写し」が申請者と他者の連名の場合は提出（様式あり）
	住宅の引渡証明書等の写し	
	完成後の建物外観のカラー写真	
	最終仕様の B E L S 申請に係る B E L S 評価書の写し	B E L S 評価機関の押印のあるもの
様式第 2 号で太陽光発電システムを選択した場合	電力会社との系統連系が確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ① 電力会社からの「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」 ② 電力会社への系統連系申込書（シンセツくん・たくそう君）に基づく系統連系契約の成立に関する通知文 ③ 再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）【一般社団法人 太陽光発電協会（JPEA）】 ④ その他第三者により電力会社との

必要書類		具体的事項
		<p>系統連系が確認できる書類</p> <p>※ 書類の発行から1年以内の日付のもの</p> <p>※ 氏名・住所の記載があるもの</p> <p>※ 発電した電力の全量を戸建て住宅の住居の用に供する部分に供給する場合は、そのことが分かるもの。</p>
	パワーコンディショナの型番（型式その他）が分かる書類	<p>次のいずれかの書類</p> <p>① 型番（型式その他）が鮮明に撮影されたカラー写真</p> <p>※ 本紙 P13「(参考) 写真の撮り方」を参考に撮影</p> <p>② 保証書の写し（住所・氏名・購入日《保証開始日》・型番《型式その他》が確認できるもの）</p> <p>③ 出荷証明書の写し（住所・氏名・出荷日・型番《型式その他》が確認できるもの）</p>
	太陽電池モジュールの設置枚数分の製造番号と出力が分かる書類	<p>次のいずれかの書類の写し</p> <p>① 製造事業者（系列の販売会社等を含む。）が発行する出力対比表</p> <p>② 太陽光パネル設置報告書（様式あり）</p>
	太陽光パネルの設置が分かるカラー写真	本紙 P13「(参考) 写真の撮り方」を参考に撮影
様式第2号で燃料電池システム・HEMS及び高効率給湯設備を選択した場合	保証書又は出荷証明書の写し	<p>次のいずれかの書類の写し</p> <p>① 保証書は、住所・氏名・購入日（保証開始日）・型番（型式その他）が確認できるもの。</p> <p>② 出荷証明書は、住所・氏名・出荷日・型番（型式その他）が確認できるもの</p>
	設置が分かるカラー写真	設備外観のカラー写真及び型番（型式その他）が鮮明に撮影されたカラー写真
選択要件としてのHEMS	設置が分かる書類	<p>HEMSを選択した場合は次のいずれかの書類</p> <p>① 保証書の写し（住所・氏名・購入日《保証開始日》・型番《型式その他》が確認できるもの）</p> <p>② 出荷証明書の写し（住所・氏名・出荷日・型番《型式その他》が確認できるもの）</p>

必要書類		具体的事項
		③ 設備外観のカラー写真及び型番（型式その他）が鮮明に撮影されたカラー写真
選択要件としての電気自動車充電用設備等		電気自動車充電用設備等を選択した場合は次のいずれかの書類 ① 保証書の写し（住所・氏名・購入日《保証開始日》・型番《型式その他》が確認できるもの） ② 出荷証明書の写し（住所・氏名・出荷日・型番《型式その他》が確認できるもの） ③ 設備外観のカラー写真及び型番（型式その他）が鮮明に撮影されたカラー写真
工事請負契約先又は販売購入契約先が中小事業者の場合	中小事業者※であることが分かるもの ※ 中小事業者とは、資本金又は出資の総額が3億円以下の事業者。	次のいずれかの書類（資本金等が明記されたもの） ① 会社概要（HP等を印刷したものも可） ② 令和5年4月1日以降の、商業登記簿の全部事項証明書（履歴事項証明書又現在事項証明書）等 ※ 入手の際は、建売住宅や注文住宅の契約先の事業者にご相談ください。
居宅として登記されている店舗又は事業所等との併用住宅の場合	建物の登記事項証明書	
その他市長が必要と認める書類		

(2) 事前申請の場合

① 交付申請のとき

表 2-2 事前請申請の場合の必要書類

必要書類	具体的事項
堺市 Z E H 支援事業補助金交付申請書 (様式第 1 号 (乙))	
堺市 Z E H 支援事業補助対象事業の内容 (様式第 2 号)	
補助対象経費に係る契約書、見積書、請求書等の写し	契約書、見積書、請求書等に補助対象経費の記載がない場合は、補助対象経費が分かる書類も提出。
住宅に係るエネルギー計算書の写し	
工事請負契約先又は販売購入契約先が中小事業者※の場合はそのことが分かるもの ※ 中小事業者とは、資本金又は出資の総額が 3 億円以下の事業者。	次のいずれかの書類 (資本金等が明記されたもの) ① 会社概要 (HP 等印刷可) ② 令和 5 年 4 月 1 日以降の、商業登記簿の全部事項証明書 (履歴事項証明書又現在事項証明書) 等 ※ 入手の際は、建売住宅や注文住宅の契約先の事業者にご相談ください。
その他市長が必要と認める書類	

② 実績報告のとき

表 2-3 事前請申請の場合の必要書類

必要書類	具体的事項
堺市 Z E H 支援事業補助金実績報告書 (様式第 6 号)	
補助対象経費の支払が分かる領収書等の写し (契約書、見積書、請求書等に基づく領収書であって、補助対象経費が分かるもの)	次のいずれかの書類の写し ① 補助対象経費の記載がある領収書 ② 領収書に補助対象経費の記載がない場合は、領収等証明書 (様式あり) 及び補助対象経費分かる契約書類等 ③ 領収書がない (口座振込など) 場合は、領収等証明書 (様式あり) 等
委任状	上記「補助対象経費の支払が分かる領収書等の写し」が申請者と他者の連名の場合は提出。様式あり。
住宅の引渡証明書等の写し	
完成後の建物外観のカラー写真	
最終仕様の B E L S 申請に係る B E L S 評価書の写し	B E L S 評価機関の押印のあるもの

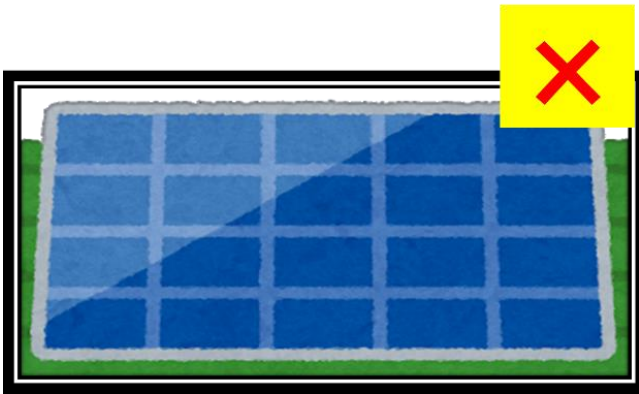
	必要書類	具体的事項
様式第2号で 太陽光発電システム を選択した場合	電力会社との系統連系が確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ① 電力会社からの「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」 ② 電力会社への系統連系申込書（シンセツくん・たくそう君）に基づく系統連系契約の成立に関する通知文 ③ 再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）【一般社団法人 太陽光発電協会（JPEA）】 ④ その他第三者により電力会社との系統連系が確認できる書類 ※ 書類の発行から1年以内の日付のもの ※ 氏名・住所の記載があるもの ※ 発電した電力の全量を戸建て住宅の住居の用に供する部分に供給する場合は、そのことが分かるもの。
	パワーコンディショナの型番（型式その他）が分かる書類	次のいずれかの書類 ① 型番（型式その他）が鮮明に撮影されたカラー写真 ※ 本紙P13「(参考) 写真の撮り方」を参考に撮影 ② 保証書の写し（住所・氏名・購入日《保証開始日》・型番《型式その他》が確認できるもの） ③ 出荷証明書の写し（住所・氏名・出荷日・型番《型式その他》が確認できるもの）
	太陽電池モジュールの設置枚数分の製造番号と出力が分かる書類	次のいずれかの書類の写し ① 製造事業者（系列の販売会社等を含む。）が発行する出力対比表 ② 太陽光パネル設置報告書（様式あり）
	太陽光パネルの設置が分かるカラー写真	本紙P13「(参考) 写真の撮り方」を参考に撮影
様式第2号で 燃料電池システム・ H E M S 及び高 効率給湯設備 を選択した場合	保証書又は出荷証明書の写し	次のいずれかの書類の写し ① 保証書は、住所・氏名・購入日（保証開始日）・型番（型式その他）が確認できるもの。 ② 出荷証明書は、住所・氏名・出荷日・型番（型式その他）が確認できるもの
	設置が分かるカラー写真	設備外観のカラー写真及び型番（型式その他）が鮮明に撮影されたカラー写真
選択要件としての H E M S	設置が分かる書類	H E M S を選択した場合は次のいずれかの書類 ① 保証書の写し（住所・氏名・購入日《保証開始日》・型番《型式その他》が確認できるもの）

必要書類		具体的事項
		<ul style="list-style-type: none"> ② 出荷証明書の写し（住所・氏名・出荷日・型番《型式その他》が確認できるもの） ③ 設備外観のカラー写真及び型番（型式その他）が鮮明に撮影されたカラー写真
選択要件としての電気自動車充電設備等		<p>電気自動車充電設備等を選択した場合は次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保証書の写し（住所・氏名・購入日《保証開始日》・型番《型式その他》が確認できるもの） ② 出荷証明書の写し（住所・氏名・出荷日・型番《型式その他》が確認できるもの） ③ 設備外観のカラー写真及び型番（型式その他）が鮮明に撮影されたカラー写真
居宅として登記されている店舗又は事業所等との併用住宅の場合	建物の登記事項証明書	
その他市長が必要と認める書類		

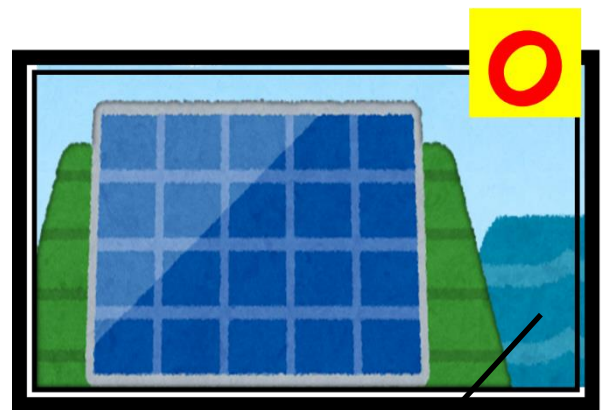
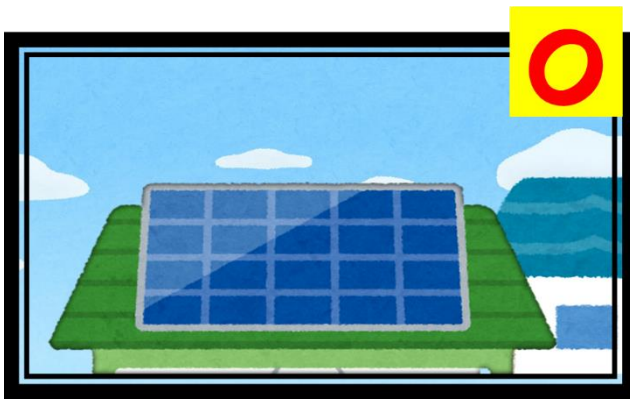
(参考) 写真の撮り方

○太陽光パネルカラー写真の撮り方

- ・太陽光パネルのみ写っている写真は不可



- ・風景、周りの建物等が写っていること



周りの建物が写っている

○パワーコンディショナの型番（型式その他）の撮り方

